

一般社団法人福岡市設計測量業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福岡市設計測量業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、設計測量業の技術の向上と設計測量業の健全な発展を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行い、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 設計測量業に関する技術の研究及び経営の進歩改善
- (2) 設計測量業に関する知識の啓発、普及、情報の提供、資料の頒布
- (3) 関係官庁及び諸団体等との連絡交渉並びに提携
- (4) 地方公共団体等からの受託業務に関すること
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員をおく。

- (1) 正会員は、建設コンサルタント登録規程若しくは測量法に基く登録業者で、福岡市内に本店を有する法人又は個人であって、本会の目的に賛同する者を云う。
- (2) 賛助会員は、本会の目的に賛同し本会に協賛する者を云う。

2. 前項の構成員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員・賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 入会は、別に定める審査基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が

本人に通知するものとする。

(経費等の負担)

第7条 正会員・賛助会員は、この法人の目的を達成するため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員・賛助会員は、理事会において別に定める退会届をこの法人に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2. 正会員・賛助会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
3. 会費を当該年度の納入期限から、1年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 正会員・賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席正会員の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

- (1) この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (2) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された正会員・賛助会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 この法人の総会は、正会員をもって構成し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。ただし賛助会員も出席することができる。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (4) 入会金、会費及び賛助会費の金額
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上の請求があったとき開催することができる。

(招 集)

第14条 総会の招集は、正会員・賛助会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のなかから選任する。

(定足数)

第16条 総会は正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の議事は、この定款において別に規定するもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として決議に加わる権利を有しない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2. 議事録には、議長及び出席した正会員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 2名
2. 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。
 3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2. 会長及び副会長は理事会の決議によって理事の中から選定する。
 3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行し会務を統括する。
 3. 副会長は、会長を補佐し、その職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
5. 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては報酬等として支給することができる。

2. 理事及び監事には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資金から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第34条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第35条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長及び職員は、理事会の決議に基づき会長が任免する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第45条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の決議に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

第10章 雑則

(委任)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は長谷川敏治とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、同法第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 (平成25年5月23日通常総会提出、同日決議)

この定款の一部変更は、総会の決議があった日から施行する。